

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

九十九里町地球温暖化対策実行計画

2019年度～2023年度



2019年3月

千葉県 九十九里町

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 3. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・・・4
- 4. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 5. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・5

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量・・・・・・・・・・6
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 具体的な取組

- 1. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2. 物品・公用車等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 推進・点検体制

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3. 職員への普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第1章 基本的事項

1. 計画の背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

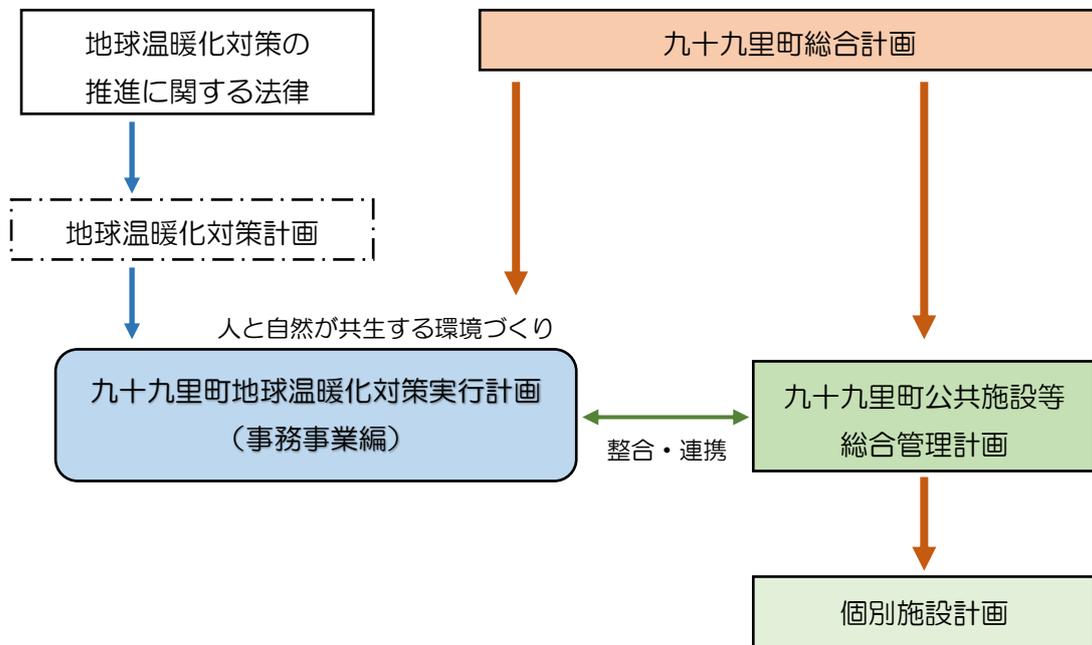
また、2016年5月に地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下、「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中間目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減することが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その具体的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

九十九里町においても、これまでの使用電力量の削減などを通じて、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 計画目的

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法律」という。）第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。九十九里町の事務事業の実施に当たっては本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取り組みを行うことにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

計画の位置づけ



3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2013年度(平成25年度)とし、計画期間を2019年度(平成31年度)～2023年度までの5年間とする。目標年度については、2023年度とする。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

実行計画は、本町が行うすべての事務・事業とし、出先機関等を含めたすべての組織及び施設を対象とする。

指定管理者制度等により外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り、受託者に対して実行計画の趣旨に沿った取り組みを実施するように要請する。

なお、一般廃棄物(可燃ごみ)の焼却も、本来は温室効果ガス算定の対象となるが、東金市外三市町清掃組合が行っており、本町の公共施設で処理しているものではないことから、本計画では調査対象とはしないものとする。ただし、温室効果ガスの削減のため、ごみの減量化に努めるものとする。

(対象施設等一覧)

役場庁舎	つくも学遊館
保健センター	こども園(2園)
中央公民館	小学校(3校)・中学校(1校)
給食センター	ガス課事務所
ちどりの里	公用車

※防犯灯・街路灯・公園外灯は対象外とする。

5. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とする。

資料：7種類の温室効果ガス

温室効果ガス	性質	用途、排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	天然ガスの主成分で、常温で気体 よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質 他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない	燃料の燃焼、工業プロセスなど
HFCs (ハイドロフルオロカーボン類)	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン 強力な温室効果ガス	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど
PFCs (パーフルオロカーボン類)	炭素とフッ素だけからなるフロン 強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど
SF ₆ (六フッ化硫黄)	硫黄の六フッ化物 強力な温室効果ガス	電気の絶縁体など
NF ₃ (三フッ化窒素)	窒素とフッ素からなる無機化合物 強力な温室効果ガス	半導体の製造プロセスなど

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

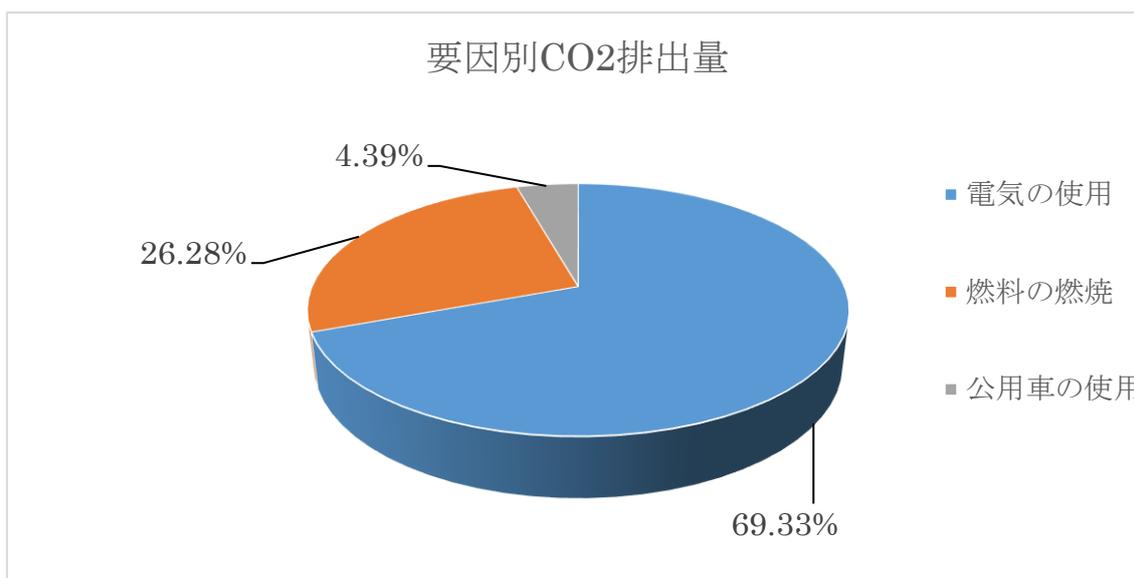
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

九十九里町の事務事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、推計で 1,410.11t-CO₂である。

区分	排出量推計 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,410.11t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である2013年度(平成25年度)の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の69.33%、燃料の燃焼が26.28%を占め、公用車のガソリンの使用が4.39%となっている。



3. 削減目標

2013年度(平成25年度)を基準年として、2023年度の二酸化炭素排出量を18%削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 (2013年度)	削減目標	目標年度排出量 (2023年度)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,410.11t-CO ₂	18%	1,156.29t-CO ₂

第3章 具体的な取組

以下のとおり、温暖化対策を推進していきます。

1. 施設設備の改善等

- 1 施設の新築、改築をするときは、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- 2 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入を検討する。
- 3 高効率照明（LED蛍光灯等）を順次導入する。
- 4 トイレへの人感センサーの導入を検討する。

2. 物品・公用車等の購入

- 1 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをするときは、省エネルギータイプで環境負荷の少ないもの（国際エネルギースタープログラム適合商品、省エネラベリング製品）の購入に努める。
- 2 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- 3 環境ラベル（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
- 4 公用車を更新する際は、次世代型自動車を含む低公害・低燃費車の導入を検討する。

3. その他の取組

- 1 電気使用量の削減
 - ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
 - ・昼休みや時間外勤務時の照明は必要最小限とし、不必要箇所は消灯する。
 - ・トイレや給湯室、会議室等に利用者がいない場合は消灯する。
 - ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
 - ・空調機器の点検や清掃を適切に実施する。
 - ・施設の冷暖房の温度は適切に設定する（オフィスの卓上で冷房時28℃、暖房時20℃を目安に室温管理に努める）
 - ・ブラインド、カーテン等を利用し、冷暖房効率の向上を図る。
- 2 燃料使用量の削減
 - ・急発進、急加速をしないなど、エコドライブに努める。
 - ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
 - ・公用車から離れるときは必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- 3 ごみの減量、リサイクル
 - ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
 - ・ごみの分別を徹底する。

- 使い捨て容器の購入は極力控える。
- 4 用紙類
- リサイクル用紙の購入に努める。
 - 両面コピーや両面印刷の徹底を図る。
 - ミスコピーやミスプリントの発生防止に努める。
 - 事務書類の電子化を推進する。
- 5 水道
- 日常的に節水を心がける
 - 自動水洗、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。
- 6 環境保全に関する意識向上、率先実行の推進
- 職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
 - クールビズ、ウォームビズを徹底する。
 - 建物周辺の緑化を推進する。

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制

各種庁内会議において情報共有し、計画の着実な推進と進行管理を行う。

1 推進担当者

本計画の推進と点検を行い、計画の内容等を各課等の職員に伝達し、総合的な管理を行う。

2 施設管理担当者

各施設の管理を担当する職員は、本計画の取組を推進する。

3 事務局

事務局をまちづくり課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

事務局は推進担当者をとおり、定期的に本町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量及び進捗状況の点検を行い、年1回の点検評価を行う。

3. 職員への普及・啓発

本計画を着実に推進していくため、事務局は職員に対して地球温暖化防止の意識及び行動の普及、啓発を実施する。

4. 進捗状況の公表

計画の進捗状況や温室効果ガス総排出量等については、町広報誌やホームページ等により公表する。

5. 計画の見直し

次に掲げる事項が発生し、計画の見直しが必要な場合に、見直しを行う。

- 1 対象施設における新たな設備等の追加
- 2 目標の達成状況に基づく変更の必要性
- 3 技術革新や社会状況の変化による見直しの必要性